

R7年4月1日施行

介護に直面する前の早い段階（40歳等）に介護休業及び介護  
両立支援制度等に関する情報提供を行わなければなりません。

### タイミング

- ・労働者が40歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度（1年間）
- ・労働者が40歳に達した日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか

### 情報提供事項

- ① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等
- ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先
- ③ 介護休業給付金に関すること

- 介護休暇
- 所定外労働の制限
- 時間外労働の制限
- 深夜業の制限
- 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

### 方法

- ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか  
~~労働者が希望した場合のみ~~ **削除**